

令和四年第十二回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和四年六月二十八日
所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和四年第十二回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、次第の1、令和四年第十一回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。亀田委員と中村委員、どうぞよろしく願います。

本日は、議案三件と事務局からの報告が九件ございます。

それでは次第の3、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一 議案第三十九号 令和四年度世田谷区教育委員会の権限に属する

事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実

施方針

○渡部教育長 議案第三十九号につきまして、知久教育総務部長より提案理由の説明をお願いします。

○知久教育総務部長 議案第三十九号令和四年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について御説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十六条に規定される教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、令和四年度の実施方針を決定するため、提出させていただくものでございます。

資料を一枚おめくりいただきましたと思います。1、趣旨でございますが、

(1)の効果的な教育行政の一層の推進及び(2)の教育委員会の責任体制の明確化を図り、「開かれた教育委員会」を推進することでございます。

2、実施方法でございます。(1)第二次世田谷区教育ビジョン・調整計画の取組み項目、二十二項目を点検及び評価の対象とすることといたします。点検評価の対象となる取組み項目は裏面に参考として記載しております。

実施方法の(2)以降についてです。(2)、点検及び評価は、当該年度の取組み項目の進捗状況や昨年度の課題などの改善状況を踏まえ、今後の課題や取組みの方向性を示すものとし、年一回実施すること。(3)、また、点検及び評価は、学識経験者の意見を聴取した上で教育委員会が自ら行うこと。(4)、点検及び評価に当たっては、学校などの意見の反映に努めること。(5)、点検及び評価の結果につきましては、報告書として取りまとめて世田谷区議会へ提出し、また、区民へ公表することでございます。

3、教育に関し学識経験を有する者の選任及び委嘱でございますが、昨年度同様、資料に記載の三名の方々をお願いし、令和四年六月三十日から令和五年三月三十一日までの任期で委嘱するものでございます。

4、スケジュールでございますが、九月から取組み項目などの進捗状況等の作成作業を開始いたします。また、学校からの意見を踏まえ、学識経験者からも御意見をいただく予定です。十一月から点検及び評価の取組み項目の進捗状況等を取りまとめた資料を基に、教育委員の皆様にご議論いただき、点検及び評価結果の報告書を作成していく予定でございます。その後、三月には区議会へ報告し、また区民へ公表してまいります。

議案第三十九号についての御説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 それでは、議案第三十九号、令和四年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第二を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第二 議案第四十号 幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一

部を改正する規則

○渡部教育長 議案第四十号につきまして、粟井教育監より提案理由の説明をお願いいたします。

○粟井教育監 それでは、議案第四十号、幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について説明いたします。

本件は、五月二十四日の当委員会で見聞聴取しました幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正が先日の区議会で議決されたことに伴い改正するものでございます。

二枚おめぐりいただきましたが、最後のペーパーになりますが、二分の一ページの新旧対照表の別表第2を御覧ください。こちらに記載されておりますとおり、非常災害時等の緊急業務に係る記載の業務に対する特殊勤務手当の支給額等を下線部のとおり改正するものでございます。改正の理由といたしまして、令和元年台風第十九号や、昨年、一昨年の豪雨災害等の状況を踏まえて、教育職員の負担を考慮する必要があること、また、他自治体の手当額との均衡を図

る必要があることでございます。

施行日は、公布の日といたしまして、令和四年四月一日に遡って適用することとしております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 それでは、議案第四十号、幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第三を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第三 議案第四十一号 第三十期世田谷区社会教育委員の委嘱

○渡部教育長 議案第四十一号につきまして、内田生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○内田生涯学習部長 それでは、議案第四十一号、第三十期世田谷区社会教育委員の委嘱につきまして御説明いたします。

本件は、五月二十四日の当委員会において第三十期世田谷区社会教育委員の委嘱についての御承認をいただいたところですが、後日、委員一名より辞退の申出があり、新たに一名の委員の委嘱を必要とするため、御提案し、審議をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、二枚目の資料の議案第四十一号の補足について及び三枚目

の資料、第三十期世田谷区社会教育委員名簿（案）を御覧ください。今回の委嘱対象者は、学識経験のある者としまして、東京都市大学教授の井上健氏で、任期は令和四年六月二十八日から令和六年五月三十一日までとなります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第四十一号、第三十期世田谷区社会教育委員の委嘱について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1)令和四年第二回区議会定例会における議案の審査結果について、本件に関して、井上教育総務課長より口頭説明をお願いいたします。

○井上教育総務課長 それでは、口頭での説明で恐縮でございますけれども、令和四年第二回区議会定例会におけます教育に関する議案の審査結果について御報告させていただきます。

議案につきましては、お手元の次第に記載のとおり、令和四年度一般会計補正予算案（第二次）（教育委員会事務局所管分）及び令和四年度学校給食費会計補正予算案（第一次）から幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例までの三件でございます。

本三件につきましては、五月二十四日及び六月三日に開催いたしました第十回及び第十一回教育委員会定例会で意見聴取をさせていただき、区長に報告さ

せていただいたところでございます。

本三件につきましては、六月十五日に開催された本会議に上程後、企画総務常任委員会に付託されまして、六月十六日の企画総務常任委員会におきまして審査されました。その後、六月二十二日の本会議にて前回一致で可決されてございます。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2)世田谷区子どもの人権擁護機関 「せたがやホッと子どもサポート」の令和三年度活動報告について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いいたします。

○井上教育総務課長 それでは、世田谷区子どもの人権擁護機関 「せたがやホッと子どもサポート」の令和三年度活動報告について御説明させていただきます。

資料を御覧ください。まず、1、主旨でございます。世田谷区子どもの人権擁護機関より、令和三年度の活動報告が取りまとめられまして、このたび、区長と教育委員会に提出がございましたので、御報告をするものでございます。

次に、2、活動報告書（令和三年度）の主な内容でございます。

初めに、(1)新規相談件数は三百件でございます。前年度の二百八件を上回っております。

なお、それぞれの項目につきまして、報告書のページを記載してございますので、後ほど御確認いただければと存じます。

続きまして、(2)相談の主な内容でございます。対人関係の悩みが一番多

く、全体の二〇・三％となっております。次いでいじめ、心身の悩みと続いてございます。

次に、(3)初回の主な相談者につきましては、子ども本人からの相談が全体の約六割を占めてございます。

資料の裏面を御覧ください。(4)初回(新規)の相談方法でございます。初回の相談方法は、電話が一番多くなっております。五割を超えておりません。次いでがき、メール、面接となっております。

なお、はがきによる相談受付は、令和三年度から開始をしてございます。

次に、(5)新規相談(三百件)のうち年度内に対応を終了した件数につきましては、記載のとおり、二百二十九件でございます。残る七十一件につきましては、継続して対応することとなります。

続きまして、(6)委員・専門員の総活動回数でございますけれども、相談対応先別に集計してございますが、令和三年度は大人とのやり取りが一番多く、令和二年度に一番多かった子どもとのやり取りを上回っております。

続きまして、(7)権利の侵害を取り除くための申立て等につきましては、子ども条例第十九条に基づく申立てとなりますが、昨年度は申立て及び調査はございませんでした。

最後に、3、活動報告会の開催についてでございます。区民への報告会を八月三十日の午後六時から子ども・子育て総合センターで開催する予定でございます。活動報告会の内容につきましては、詳細が確定次第、区ホームページなどで周知してまいります。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(3) 令和四年度世田谷区総合教育会議の実施について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、令和四年度世田谷区総合教育会議の実施について御報告させていただきます。

まず、1、主旨でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして区長が招集し、教育委員会等と今後の教育の在り方などを協議、調整する世田谷区総合教育会議を以下のとおり実施いたします。

なお、これまで、同日開催しておりました世田谷教育推進会議は、教育ビジョン策定委員会と一体化いたしまして、地域の方や学校関係者と教育施策に関して意見交換を行い、次期教育ビジョンの策定につなげてまいります。そのため別途開催させていただきます。

続きまして、2、総合教育会議の実施概要でございますけれども、本年度は全二回を予定してございます。(1)の第一回でございますが、記載のとおり、七月三十日土曜日午後二時より、教育総合センターにおきまして、二年ぶりに会場内に傍聴者三十名を入れ、加えまして、オンラインでのライブ配信で五百名の方が視聴できる形式で実施いたします。

内容でございますけれども、コロナ後を見据えた学びの変化についてをテーマといたしまして、コロナ禍における子どもたち自身や、学びの環境の変化に関する区の実情などを踏まえまして、今後の学びの変化について意見交換等を行います。第一部では、区立下北沢小学校校長で、全国連合小学校校長会会長の大字弘一郎氏から、現場の変化や子どもたちの様子を、そして、東京大学名誉教授で、公益財団法人せたがや文化財団理事長の青柳正規氏から、コロナ後の学びの変化について御講演をいただき、第二部で教育委員会も交え、意見交

換をするものでございます。

なお、第二回につきましては、十月二十二日土曜日、同じく教育総合センターで実施予定でございます。内容につきましては現在調整中でございます。

3、その他でございます。令和四年七月一日より、区のホームページ、「区のおしらせ」、学校緊急連絡情報配信サービス、すぐる等で周知をいたしまして、参加申込受付を開始いたします。

なお、当日の会議の様子につきましては、後日、ユーチューブ世田谷区公式チャンネルの「せたがや動画」におきまして配信する予定でございます。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。総合教育会議の実施の形については、これまで見直しをお願いしてきたところ、今回実施方法を見直すということ、お礼を申し上げます。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(4)令和五年度指定校変更の制限について、本件に関して、斉藤学務課長より説明をお願いします。

○斉藤学務課長 それでは、令和五年度指定校変更の制限について御報告いたします。

1、主旨でございます。区教育委員会では「地域とともに子どもを育てる教育」を推進する観点から、小・中学校において各学校の通学区域を定め、就学すべき学校を指定しております。一方、法令により相当の理由があると認められる場合は、指定校以外の学校への変更申請ができることとされており、区におきましては、申請理由が相当と認められ、受け入れる学校においても支障がない場合には変更を許可しております。しかしながら、受け入れる学校におい

て、児童・生徒の著しい増加などにより、通学区内の児童・生徒の受入れに困難が予測される場合は、他の通学区からの指定校変更を制限することにより対応しております。

次に、2、令和五年度の指定校変更の制限校等でございます。(1)、制限校につきましましては、記載の小学校九校、中学校二校でございます。新たに制限校となる学校はございません。

(2)学校施設の受け入れ状況等により指定校変更の許可を一部行わない学校は、桜丘中学校になります。こちらは指定校変更を制限はいたしません。生徒数の増加による学校施設の状況等により、一部事由による指定校変更の受入れを行わないというものです。

資料一ページの下に参考として、桜丘中学校の状況について、生徒数の増加や普通教室数、学級数をお示しております。中学校名の右側に括弧書きで記載しているとおり、普通教室に転用可能とされる教室数は十九ですが、表の下から二段目、合計（生徒数）を見ていただくと、令和二年度以降増加傾向で、今後も令和四年度と同程度、指定校変更での受入れを行った場合、普通教室が不足するおそれがあります。したがいまして、一部事由による指定校変更の受入れを行わないものいたします。

次に、3、令和五年度の指定校変更の制限の解除校は、塚戸小学校になります。児童数の増加により、平成十七年度より指定校変更を制限してきましたが、児童数が減少し、今後も減少の見込みとなっておりますことから制限を解除するものです。

資料一ページの下に、先ほど御覧いただいた桜丘中学校とともに、参考として、児童数、学級数をお示しております。普通教室に転用可能とされる教室数が三十四のところ、児童数が減少し、今後も減少見込みであることから制限を解除するものとなります。

4、今後のスケジュールといたしましては、七月十五日に区ホームページ、八月十五日号「区のおしらせ」に掲載するほか、秋に実施を予定しております就学時健康診断などの機会に保護者に周知してまいります。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。今御説明あったように、特定の学校に集中するというのは、それだけの理由というか、その学校によさというのもあるのではないかと思います。そのよさを、全てではないにしても、部分的にも各地区の中学校で取り入れることによって、特定の学校に集中することにはならないのではないかと考えます。ぜひ、それぞれの中学校において、生徒や保護者のニーズに応じた学校づくりをさらに進めていただければと思います。

○斉藤学務課長 御指摘の点も踏まえ対応してまいります。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(5)損害賠償請求控訴事件について、本件に関して、山下学校健康推進課長より説明をお願いします。

○山下学校健康推進課長 私からは、損害賠償請求控訴事件について御報告申し上げます。

本件は、本年四月十二日の本定例会におきまして、本年三月二十八日に東京地方裁判所の判決言渡しがあった旨を御報告したところですが、今般、控訴状及び控訴理由書が届きましたので、改めて御報告するものでございます。

なお、本件は、平成二十八年八月に日光林間学園で区立小学校の当時六年児童が宿泊先の浴室で負傷した事故に関する損害賠償請求に係るものでございま

す。

資料を御覧ください。1、事件名、2、控訴状送達日、3、当事者、4、原判決主文の表示は、記載のとおりでございます。

続いて、5、控訴の趣旨でございますが、(1)原判決を取り消す、以下記載のとおりとなっております。東京地方裁判所の判決に対し、全部不服として控訴が提起されてございます。

次に、6、経緯及び控訴理由についてですけれども、一段落目から、裏面を御覧いただきまして、三段落目までは、既に本定例会にて御報告しているとおりでございます。

四段落目、「控訴人」で始まる部分ですが、控訴人は、一審での事実認定に誤りがあることや教員に事故発生の予見義務がないとする判決理由が相当ではないことを控訴理由としております。

引き続き、原判決の趣旨を踏まえ対応してまいります。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○中村委員 最後の四段落目の「事実認定に誤りがある」というところですが、けれども、具体的にはどういうことを指しているのですか。

○山下学校健康推進課長 先ほど御報告しましたとおり、宿泊先の浴室で負傷した事故ということでございます。当時、グループごとに浴室に入るような段取りになってございまして、けがをされた児童が一人先に浴室に入って、扉が観音開きになっているのですけれども、押して入るような形になっています。それが自動的に戻って、以降、同じグループのほかの児童さんがまた押して入ってきたところに、足のかかとの部分、アキレス腱の部分を負傷したというところでございます。その負傷した児童が入ってまた少し戻らないと、開けた

扉に当たらない位置関係になっています。そういったところが裁判所としては、そういった児童の行動はなかなか予見できないというようなことで、判決としてはそのような理由になっております。その辺の児童の動きの事実認定について、裁判の中でやり取りした内容とは違うのではないかというようなのが、その控訴の理由になってございます。

○中村委員 分かりました。

○渡部教育長 よろしいですか。それでは、次に進みます。

(6)旧池尻中学校跡地活用に伴う池尻小学校の校庭整備について、本件に関して、池田副参事より説明をお願いします。

○池田教育総務部副参事（教育施設担当） それでは、旧池尻中学校跡地活用に伴う池尻小学校の校庭整備について御報告いたします。

こちらは、先日六月十六日に文教常任委員会にて報告した内容と同様となります。

まずは、主旨でございます。区では、跡地活用の新たな基本コンセプトを策定し、この間、検討を進めてきたところです。基本的な視点としまして、池尻小学校の第二体育館と校庭を含めまして一体的な活用を図ることとなっております。このたび、地域住民やスポーツ団体等からの意見や要望などを踏まえまして、旧池尻中学校跡地利用の区方向性が経済産業部のほうで定まったことから、それに伴い、池尻小学校の校庭整備案を取りまとめましたので、御報告するものでございます。

次に、主な経緯でございます。令和三年二月に文教常任委員会及び当委員会におきまして、池尻小学校施設の一部用途廃止について御報告しております。

当時は、校庭面積をおおむね半分とし、新規の施設開設までに事業所管に引き継ぐ予定であるという内容で御報告しているものでございます。その後、今年四月に区民生活常任委員会にて陳情審査が行われまして、結果は継続審査と

なっております。そして、今年の六月に近隣住民等を対象にした旧池尻中学校跡地活用に関する説明会、意見交換会を開催しております。

続きまして、池尻小学校の校庭整備についてでございます。次のページ、別図を御覧ください。

上の図が現在の校庭となっております。遡ること十七年前は、小学校と中学校と共有しながら校庭を利用してきました。下の図の今回の整備案では、校庭面積比を七対三にしまして、小学校側の校庭面積を約五千七百平米としております。小学校の校庭の東側には従来あります百十メートルトラックが引ける面積を確保しまして、クレー系舗装としてダスト舗装を行う予定です。校庭の西側には、今ご置います天然芝を三分の一程度残しまして、芝生の上での児童の活動の機会を確保する予定となっております。また、冬季のスポーツの活用としまして、児童のスポーツの場のさらなる確保に資すると判断しまして、照明を設置する予定です。

最初の一ページにお戻りください。5、経費についてです。こちらにつきましては、記載のとおりとなっております。

最後に、スケジュールでございます。校庭整備の工事は、今年の十一月から翌年一月までを予定しております。照明設備の工事につきましては、来年度に実施できればと考えております。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(7)令和五年度自閉症・情緒障害特別支援学級（小学校）の開設について、

本件に関して、柏原教育相談・支援課長より説明をお願いします。

○柏原教育相談・支援課長 それでは、私から、令和五年度自閉症・情緒障害特別支援学級（小学校）の開設について御報告申し上げます。

まず、1、主旨でございます。自閉症・情緒障害特別支援学級につきましては、区立小学校におきましては、今年度までに多聞小学校に二学級、船橋小学校に三学級、旭小学校に一学級を開設したところでございます。来年度も引き続き、整備計画に基づきまして、新たに自閉症・情緒障害特別支援学級を開設する旨を御報告する内容となっております。

次に、2、設置校でございます。設置校でございますが、烏山小学校に一学級開設することを予定しております。

次に、3、開設準備経費でございますが、約四百五十万円を予定しております。

次に、4、今後の整備についてでございます。整備計画におきましては、今後の開設につきましては、池之上小学校の改築に合わせて、令和六年度に二学級の開設を予定しております。

なお、令和六年度以降の開設計画につきましては、入級者数の推移を確認した上で改めて計画をまいります。

最後に、5、今後のスケジュールでございますが、こちらにつきましては記載のとおりでございます。

私からの報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。お子さんや保護者の方々のニーズに対応して順次開設をいただきましたありがとうございます。

一点、学級数を増やすということは、それだけ担当する先生が増えるという

ことですので、先生方の指導力向上が今後課題になってくるかと思えます。自閉症・情緒障害に関する教育について、先生方の指導力向上について、研修の充実など、今後、特段の御配慮をいただければと思います。

○渡部教育長　ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(8) 新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長　それでは、新型コロナウイルス感染症に係ります教育委員会事務局の令和四年四月以降の対応等につきまして御説明させていただきます。

まず、1、区立小中学校についてでございますが、(1)に記載してございませうけれども、現在、通常登校による授業を基本といたしまして、感染防止対策を徹底した上で教育活動を実施しております。また、オンラインによります授業参加など、ICTを活用した児童・生徒の実態等に応じました支援も実施してございます。

続きまして、(2)でございますが、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更を踏まえまして、文部科学省よりマスク着用に関する通知がございまして、五月二十七日付で区立小・中学校長宛て周知を行ってございます。

周知した内容の要旨でございますが、まず、基本的な感染対策を継続しつつ、基本的にマスク着用が不要な場面といたしまして、体育の授業、運動部活動、登下校時、四つ目といたしまして、休憩時間での運動遊びや屋外での会話をほとんど行わない教育活動等としてございます。

なお、いずれの場面も身体的距離を確保するなどの対応や指導に留意すること、また、様々な理由からマスクの着用を希望する児童・生徒に対しても配慮することとさせていただきます。

あわせまして、給食時のパーティションの取扱いについて、区のガイドラインに基づく考え方を示しまして、必ずしも活用を求めるものではない旨も併せて周知をいたしてございます。

そうした中ですけれども、全国的な状況といたしまして、今後、さらに気温や湿度の上昇が見込まれ、なお一層熱中症のリスクが高まることから、(3)として記載のとおり、六月十日付で文部科学省のホームページに改めまして、各都道府県担当者宛てに向けました「夏季における児童生徒のマスク着用について」が掲載されました。これを受けまして、同日六月十日に児童・生徒のマスク着用については、熱中症対策を優先して対応するよう、区立小・中学校長宛て周知をいたしました。

あわせまして、給食時のパーティションの使用に関しましても、黙食等感染対策が徹底されている場合は使用する必要はない旨も改めて周知を行っております。

続きまして、(4)、保護者へのマスク着用の周知でございますが、国が作成しましたリーフレット「子どものマスク着用について」を本日資料として添付してございますけれども、このリーフレットによりまして、六月十六日、すぐるにて周知を行っております。

続きまして、2、区立幼稚園でございますが、こちらにつきましても、感染防止対策を徹底した上で運営を行っております。また、小・中学校と同様に、(2)として記載してございますけれども、国のマスク着用に関する周知を五月二十七日付で区立幼稚園長宛てに行っておりまして、幼児につきましても、マスク着用を一律には求めないということを周知してございます。

資料裏面を御覧いただきたいと存じます。区立幼稚園に関する(3)でございます。やはり、こちら小・中学校と同様に、文部科学省のホームページに「夏季における児童生徒のマスクの着用について」が掲載されたことから、六

月十日付で、子どものマスク着用に関し、参考といたしまして、区立幼稚園長宛て周知を行いました。

また、(4)の保護者へのマスク着用に関する周知につきましても、小・中学校と同じく、国が作成しましたリーフレットにより、六月十六日にすぐるにて周知を行っております。

続きまして、3、新BOP、4、学校施設開放、5、図書館・図書室・図書カウンターにつきましては、資料記載のとおり、それぞれ感染防止対策を徹底した上で運営等を行っております。

また、6、区立小・中学校での感染発生状況（直近三か月の推移）としてお示ししております。なお、六月分につきましては、資料を事前送付させていただく関係で、六月二十二日時点の数値となっております。

また、7として、区立小・中学校での学級閉鎖状況、こちらも直近三か月の推移としてお示ししております。同じく六月二十二日時点の数値となっております。

私からの報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。コロナ対応、マスクへの配慮も含めて、もう梅雨明けしてしまったので、一般的な熱中症への対策についても、屋外、屋内の活動に関して一層の注意が必要なのではないかと思えます。この点、各学校への指導などについて、事務局として何か今後御予定があれば教えていただけますでしょうか。

○毛利教育指導課長 熱中症対策につきましては、梅雨明けが早まったということで、本日付で学校のほうに国の通知を含めて送らせていただいております。また現在、マスク着用の状況につきましても、この通知を踏まえまして、

六月末までにということで、学校のほうに実態調査をしております、どのような指導をして、子どもたちがどのような状況になっているのか、また、学校の工夫であるとか、課題についても今、記述するようにしておりますので、共有していきたいと思っております。

○渡部教育長　ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(9)各課行事予定について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長　それでは、令和四年七月分の各課行事予定について御説明いたします。

まず、教育委員会の予定でございますけれども、七月十二日に第十三回教育委員会定例会、また、二十六日に第十四回教育委員会定例会が予定されてございます。

次ページ以降に、その他各課の詳細な行事予定表をおつけしてございますので、後ほど御確認いただければと存じます。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況によりましては、変更となる可能性もございます。あらかじめ御承知おきをお願いいたします。

○渡部教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長　(10)その他の連絡事項等はいかがでしょうか。

○亀田委員　二点ほどお願いがあります。一つは、LGBTの関連なのですが、ある中学校に保護者の方から、誰でもトイレの設置の御要望があったそうなのですけれども、なかなか実現しないというお声をいただいています。改修になるとお金もかかると思いますので、例えば、幾つかあるトイレの一つ、例

えば職員室に近いトイレなどを誰でもトイレと設定するといった方法もあるのではないかなと思います。また、ほかに配慮すべき事項もあるかもしれませんが、区の担当課と相談しながら、そのあたりを御検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○渡部教育長 誰でもトイレの設置についてということなので、教育環境課ですかね。

○池田教育総務部副参事（教育施設担当） 今、トイレの改修につきましては、洋便器化ということで進めているのですけれども、その中で直す機会がありましたら、誰でもトイレを積極的に取り入れていきたいと思っておりますので、御意見として承っておきます。

○亀田委員 先ほど申しましたように、多分改修になるとお金も時間もかかると思うので、学校内の工夫で、早急に対応できるという工夫もあるのではないかと思います。改修を待たずに工夫できないかという御検討をお願いしたいと思います。

○渡部教育長 学校のトイレは、混雑を避けるために、このトイレは何年生が中心に使うとか、そういう決まりがあるので、なかなかそこだけクローズというのは、もしかしたら難しいのかもしれないので、学校に問合せをしてその上でということになるかと思いますが、よろしいでしょうか。

○亀田委員 それも一つだと思ひまして、多分、特定の学校というよりは、なかなか言えないけれども、そういうニーズもあるかと思うので、何か、今教育長おっしゃったように難しい点はあるかと存じますので、例えば、このトイレだったらかいいうのも、ひよつとしたら学校によってはあるかもしれないので、そのあたりを何か、こういう場合だったらこういうことができるというようなことの検討をお願いできればと思います。

○渡部教育長 分かりました。教育環境課だけの問題ではないかもしれません

ので、そのようなLGBTの方への配慮、誰でもトイレのような機能をトイレに持たせるということについては、検討させていただきたいと思えます。

○亀田委員　もう一点は、不登校のお子さんの家庭学習の成績評価について、たしか春ぐらいに御検討をお願いして、事務局で御検討されるというお話をいただいていたかと思えます。一学期の成績評価の時期でもありますので、中間的な状況でも結構ですので、次回とかそのあたりで検討状況を教えていただけますでしょうか。

○毛利教育指導課長　今、学期末の評価、いわゆる期末試験の時期ということもありますので、一学期でどのような評価をしたのか、不登校特例校の事例も踏まえまして、まとめて次回以降報告できるように準備したいと思えます。

○渡部教育長　ほかはその他のところでございませぬでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日は配付資料が十件ございますので、御覧になっておいてください。

次回の教育委員会は、七月十二日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和四年第十二回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時四十三分閉会